

「みえ国際協力大使」制度について

1 制度の概要及び目的

JICA 海外協力隊（青年海外協力隊、海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊、日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊）に参加している三重県出身者等の方々を「みえ国際協力大使」（以下「大使」という）として知事が委嘱します。

大使からの活動報告を県民に周知することで派遣国の情勢を身近に感じてもらうとともに、大使から要請のあった物資を派遣国へ支援することを通して県民の国際協力に対する理解を促進する。あわせて、大使による派遣国の国民に対する三重県の紹介・PRを通じ、派遣国と三重県との架け橋として国際交流の推進に役立てることを目的としています。

2 活動内容及び任期

(1) 活動内容

- ① JICA 海外協力隊としての活動や派遣国の情報等を三重県へ報告します。
- ② JICA 海外協力隊としての活動のために必要な物資を三重県へ要請し、受け取った物資を活用して派遣国を支援するとともに、その活用状況を報告します。
- ③ 派遣国で三重県の紹介やPRを行います。

(2) 任期

JICA 海外協力隊としての在任期間中

3 三重県の支援

- (1) 大使から報告を受けた情報を三重県国際戦略課のホームページ等に掲載し、県民に紹介します。
- (2) 大使から、JICA 海外協力隊としての活動のために必要な物資の要請があった場合は、三重県が県民に呼びかけて物資を収集し、大使に送付します。また、物資の活用状況を県民に紹介します。